

2008年7月25日

厚生労働大臣  
舩添 要一 様

特定非営利活動法人  
全国精神障害者地域生活支援協議会  
代 表 伊 澤 雄 一

## 「障害者自立支援法」の見直しに関する要望書

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また平素より障害者福祉施策の増進にご尽力いただき感謝申し上げます。

当会は、精神障害者の街での暮らしや活動を支える生活支援に従事する関係者を中心に12年前に結成された全国組織で、小規模作業所、地域活動支援センター、グループホームなど地域生活支援の最前線に位置する550所ほどの事業所により構成されています。

さて、「障害者自立支援法」が2006年4月から施行され2年が経過しました。この間、費用負担問題や、法の基本性格とも言うべき「就労自立」に添えない人たちの存在を大きな背景とした、福祉サービス離れが進行している事実、そしてそれを契機とした社会的引きこもりの増大も懸念されます。

事業活動の関係では、低廉な報酬単価と日額方式の導入により、福祉サービス事業所の事業費の確保が困難になり、職員の解雇や非常勤化をはじめとする運営危機なども顕在化しつつあります。こうした事態は、国が講じた「特別対策」や「緊急措置」では回避困難であり、時間の経過とともに深刻の度合いを増すものと思われれます。

また、各自治体において、法規定の解釈や運用をめぐる様々な解釈があり、行政による対応に差異が生じ、現場の混乱が深まり、さらに自治体の行財政力によって新たな格差が生まれるなど、「全国一律、格差是正」を掲げた法の趣旨に沿うような状況ではありません。

当会はこのような事態を重く受け止め、法施行3年目の見直しに際して、今般全国の会員事業所から現場の「声」を集約し、それを元に、課題項目を整理し、要望としてまとめました。

全国どこでも、精神障害者が地域で、その人らしく安心して暮らせるように、そしてそれを支援する事業や活動が安定的に運営され、さらに地域全体が活性化するような施策の展開を切に求め、以下要望いたします。

## 【要望項目】

### 1. 費用負担制度を見直してください。

「定率負担」は、本格的な所得保障制度が未確立のなか導入され、福祉サービス利用を見合わせる人たちも多く、まさに生活を脅かす存在です。また、障害が個人の責任に帰するという「障害の自己責任論」が基底にあり、その視点を抜本的に変える必要があります。法成立の際の付帯決議に則した本格的な所得保障の確立を早急にはかりつつ、その上で、本問題は再検討すべきではないでしょうか。少なくともそれまでは現行費用負担制度を廃止してください。

### 2. 福祉サービス事業の安定的運営のために、現行報酬制度を改善してください。

現行の日額制による報酬算定方式では、事業の安定性や継続性確保することが困難です。揺らぎや可変性という精神障害の特性を踏まえ、そして入院や外泊などが、個々の生活にあって、時として生活課題として取り組まれていることへの認識を深め、現行方式を月額基準による報酬に切り替え、事業の安定運営が可能となるよう改めてください。さらに新事業類型への移行に伴い発生している膨大な実務量に、本来の対人支援サービスが押しつぶされそうな現状があります。実務対応者の配置も含め、必要なマンパワーの確保ができるよう、福祉サービス事業の基準報酬ならびに加算を大幅に増額し、各事業が安定的に運営できるようにしてください。

### 3. 地域格差の是正をするために「地域生活支援事業」の財源を拡充してください。

市町村事業である「地域生活支援事業」は、地域活動支援センターや相談支援事業、さらに生活サポート事業など、精神障害者の地域生活を支える上で極めて重要な施策であり、全国展開されている小規模作業所の有力な事業移行先と目されています。しかし本事業が、「裁量的経費」という脆弱な位置づけであることにより、市町村の行財政的力量によって大きな格差が生じている現状は憂慮に堪えません。現行の統合補助金、地方交付金の財源配分ではなく、地域生活支援事業の国庫負担を大幅に増額することはもとより、精神障害者地域生活支援の重点的事业という認識に基づき、「義務的経費」で賄うことを検討してください。

4. 「障害者自立支援協議会」の充実をはかってください。

地域生活支援体制づくりの要ともいうべき「障害者自立支援協議会」は未設置地域も多く、その役割や機能面において大きな地域間格差が生じています。また、障害者ケアマネージメントの確立がないままに、相談支援事業や居宅介護事業がスタートしており、地域の現場は混迷しています。個別の生活支援を押し進める重要な役割を担うケアマネージャーを配置し、相談支援事業を活性化するとともに、「障害者自立支援協議会」の確実な設置、充実をはかってください。

5. 退院支援施設は廃止してください。

2004年の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」においては、社会的入院者の退院促進と精神科病床の削減とは不可分な問題という認識を明確にしました。そして10年間で社会的入院の解消をはかることにより、72,000人の削減を促進すると提言しています。それも未達成ななかで登場した今般の「退院支援施設」は、病床削減の数合わせ策と受け取らざるを得ません。同時に本施設は、“病院内居住”という、入院と何ら代わり映えのない生活を継続させるものであり、地域での自立生活を促進する「障害者自立支援法」の主旨からも逸脱しています。制度として廃止の方向を明示してください。

6. 地域生活支援関係事業に大胆な財政措置を実施してください。

「社会的入院」という忌まわしい状況を脱するための、「退院促進支援事業」が大きな期待を集めています。本事業の一層の拡大充実をはかりながら、同時並行的に居住支援系事業の増強や拡充、さらに「居住サポート事業」の普及拡大や公営住宅への入居促進、訪問系サービスの充実、「日中活動系事業」の活性化など、“地域の受容力と支援力”を確立するための課題は山積しています。地域生活支援策を網羅し拡充するという課題に対して向き合い、大胆で実効ある財政投入を実施し、飛躍的な展開をはかってください。

以上